

# 埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例

昭和六十三年十二月二十一日

条例第四十八号

改正	平成 元年 三月二九日条例第一四号	平成 九年 三月二八日条例第一〇号
	平成一〇年 三月二七日条例第九号	平成一二年一二月二六日条例第七九号
	平成一五年一二月二四日条例第一〇三号	平成二三年一二月二七日条例第六三号
	平成二六年 三月二七日条例第二号	平成三一年 三月一九日条例第二号

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例をここに公布する。

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例

(手数料)

**第一条** 埼玉県環境整備センターに別表上欄に掲げる産業廃棄物又は建設残土の処分を依頼する者は、同表下欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

(一般廃棄物の処分の委託を受ける場合の処理単価)

**第二条** 知事は、一般廃棄物の処分について市町村又は一部事務組合から委託を受ける場合には、前条の手数料の額との均衡を考慮して当該一般廃棄物の処理単価を定めるものとする。

(手数料の減免)

**第三条** 知事は、公益上その他の理由により特に必要と認められるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成一二年条例七九号〕

(手数料の還付)

**第四条** 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、知事が正当な理由があると認めたときは、この限りでない。

追加〔平成一二年条例七九号〕

(過料)

**第五条** 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

追加〔平成一二年条例七九号〕

(委任)

**第六条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一二年条例七九号〕

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成元年一月規則第五号で、同元年二月一日から施行)

附 則 (平成元年三月二十九日条例第十四号)

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二十八日条例第十号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十年三月二十七日条例第九号)

この条例は、平成十年七月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月二十六日条例第七十九号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年十二月二十四日条例第百三号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表一の項中「ガラスくず」の下に「、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）」を加える改正規定は公布の日から、同項中「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）」に改める改正規定は中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）の施行の日〔平成一六年七月一日〕から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二十七日条例第六十三号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日条例第二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月十九日条例第二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

別表（第一条関係）

区分		金額（百キログラムにつき）
一 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者の県内における事業活動に伴つて生じた産業廃棄物及び建設残土（次項に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）	燃え殻、鋳さい及び建設残土	二、二〇〇円
	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類	二、〇九五円
二 県内における事業活動に伴つて生じた産業廃棄物及び建設残土から、規則で定める措置を講じ、再生資源を分離した後に残存する物		一、九九〇円
備考		
一 産業廃棄物は、規則で定める受入基準に適合するものに限るものとする。		

二 手数料の額を算定する場合において、産業廃棄物又は建設残土の重量が百キログラム未満であるとき、又はその重量に百キログラム未満の端数があるときは、百キログラムとして計算するものとする。

一部改正〔平成元年条例一四号・九年一〇号・一〇年九号・一二年七九号・一五年一〇三号・二三年六三号・二六年二号・三一年二号〕